

事業内職業能力開発計画

(個票2)

2. 従業員のキャリア形成に即した配置及びその他の雇用管理にかんする配慮

・昇進昇格、人事考課等にかんする事項

【昇進昇格】

部門長あるいは役員の発議により、役員会において社員の勤務成績と能力及び適正等を公正に評価して決定する。

【人事考課】

職務実績及び職務遂行能力（将来も含む）を判断し、年1回部門長が人事考課を行い役員会が承認する。
職務遂行能力及び将来性の評価に当たっては、資格の取得も十分に考慮の対象とする。